

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 23 年 2 月 25 日

審査機関名 SGS ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	本社工場及び第 2 工場のボイラー更新、照明設備更新による省エネ事業
排出削減事業者名	福山ゴム工業株式会社
排出削減共同実施事業者名	環境経済株式会社 (その他関連事業者：株式会社 グリーンテクノロジー)
事業実施場所	福山ゴム工業株式会社 本社工場 広島県福山市松浜町 3 丁目 1 番 63 号 第 2 工場 広島県福山市松浜町 3 丁目 5 番 33 号
事業の概要	本事業は、本社工場及び第 2 工場におけるボイラー設備及び照明設備を高効率設備へ更新するものである。 ① 既存施設 A 重油ボイラーを都市ガスボイラーに更新することにより、エネルギー効率を改善することでエネルギー消費量を削減できる。 ② 使用燃料を A 重油から都市ガスへエネルギー転換することにより二酸化炭素排出量を削減するものである。 ③ 既存照明設備（蛍光灯及び水銀灯）高効率の照明設備に更新し、エネルギー効率を改善することでエネルギー消費量を削減できる。
排出削減量の計画	方法論番号 001 2008 年度： 105 tCO ₂ /年 2009 年度： 514 tCO ₂ /年 2010 年度： 514 tCO ₂ /年 2011 年度： 514 tCO ₂ /年 2012 年度： 514 tCO ₂ /年 合計： 2,161 tCO ₂ /年

	<p>方法論番号 006</p> <p>【限界電源炭素排出係数の場合】</p> <p>2008年度： 0 tCO2/年</p> <p>2009年度： 0 tCO2/年</p> <p>2010年度： 1 tCO2/年</p> <p>2011年度： 3 tCO2/年</p> <p>2012年度： 2 tCO2/年</p> <p>(事業実施期間合計 6 tCO2)</p> <p>【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】</p> <p>2008年度： 0 tCO2/年</p> <p>2009年度： 0 tCO2/年</p> <p>2010年度： 1 tCO2/年</p> <p>2011年度： 2 tCO2/年</p> <p>2012年度： 2 tCO2/年</p> <p>(事業実施期間合計 5 tCO2)</p> <p>方法論番号 001 及び 006 合計値</p> <p>2008年度： 105 tCO2/年</p> <p>2009年度： 514 tCO2/年</p> <p>2010年度： 515 tCO2/年</p> <p>2011年度： 516 tCO2/年</p> <p>2012年度： 516 tCO2/年</p> <p>(事業実施期間合計 2,166 tCO2)</p>
国内クレジット 認証期間	<p>方法論番号 001</p> <p>開始日 2009年1月1日</p> <p>終了予定日 2013年3月31日</p> <p>方法論番号 006</p> <p>開始日 2009年7月1日</p> <p>終了予定日 2013年3月31日</p>
排出削減方法論	<p>方法論番号 001 ボイラーの更新</p> <p>方法論番号 006 照明設備の更新</p>

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：福山ゴム工業株式会社</p> <p>本社工場 広島県福山市松浜町3丁目1番63号</p> <p>第2工場 広島県福山市松浜町3丁目5番33号</p> <p>事業実施サイトの視察日付:2010年12月16日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時の既存設備製造年月日の確認等より確認している。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、当排出削減事業は2つの個別事業からなっているが、入手した根拠資料、質問及び検算により方法論001では11.1年、方法論006では3.1年 統合した投資回収年数は10.8年であることを確認した。投資回収年数計算のデータにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。なお、本事業では補助金は使用していない。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>当該事業者は設備の新規導入及び更新を最優先課題として考えており、業務上必要であると判断される場合、投資回収年数を問わず投資を行うこととなっている。一方、ボイラー、照明等設備においては備品、部品が調達可能であり、修理によって使用できる限り、継続して使用することは当事業者の方針であること、また、カーボンオフセットとして利用することを目的として本事業を実施するこ</p>

	<p>とを質問により確認した。こういった背景により、実施される本事業の対象設備は全て補助設備であり、継続して使用できるものであることから、国内クレジット制度の存在がなければ、本事業の実施は難しかったと判断できる。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問、関係者への質問、排出削減事業者の提出した誓約書の確認等により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施している。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認済排出削減方法論 001 及び 006 の 2 つの方法論に基づき排出削減量を計算しており、また、それぞれの方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>【方法論番号 001 ボイラーの更新】</p> <p>適用条件 1：既存熱源設備の視察、既存熱源設備の仕様書の確認、によって高効率のボイラー設備を導入することを確認している。</p> <p>適用条件 2：事業サイトの視察、全体レイアウト図の確認、及び関係者への質問により、更新をおこなわない場合、既存設備のまま継続的に使用可能であることを確認している。法定耐用年数の 2 倍を超過するボイラーはなく、既存設備のまま継続的に使用可能であることを確認している。</p> <p>適用条件 3：更新された熱源設備ボイラーで製造された蒸気が、今後自家消費することを視察、全体レイアウト図の確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>【方法論番号 006 照明設備の更新】</p> <p>適用条件 1：既存の照明設備の更新であることを全体レイアウト図の確認、視察により確認している。</p> <p>適用条件 2：既存の照明設備が未だ使用可能であることを関係者への質問、既存の照明設備の使用年数、法定耐用年数等の確認により確認している。</p> <p>適用条件 3：活動量としてエネルギー使用量と比例関係にある点灯時間を採用している。点灯時間において</p>

	<p>は所定労働時間 7.75 時間を採用している。</p> <p>2) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリング方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>
--	--

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

特になし

以上